

税

問合先 税務課

市税の納付について

7月31日(水)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市市民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

なお、市税の納付には口座振替のご利用が便利です。

●納期限内に納めないとは…

督促状（1通80円の手数料を徴収）により納付を促します。

また、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増加され、負担が増えることとなります。

●さらに滞納が続くと…

納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産（不動産、給与、預貯金など）を調査のうえ差押えし、換価（公売・取立）するなどの滞納処分を行うこととなります。

しかし、これらの滞納処分は最終手段です。このようなこと

にならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

滞納処分の状況（件）

処分内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度
差押	不動産	35	31	27
	預貯金など債権	498	583	528
交付要求		149	155	125
抵当権の設定		0	0	0
公売	不動産	2	0	3
	動産	26	26	8



税務署からのお知らせ

申請・問合先 泉佐野税務署

☎462・3471

■所得税および復興特別所得税の予定納税

第1期分の納期限と振替納税日は令和元年7月31日(水)です。振替納税を利用している人

は、納期限前日までに口座の残高を確認してください。

●予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告などに基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めていただくことになっています。

予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

●納税する額

予定納税が必要な人には、6月中旬に所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

●予定納税額の減額申請

業況不振などの理由により、令和元年6月30日(日)の現況で、令和元年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、所轄税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、令和元年7月16日(火)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に

提出してください。「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

●予定納税の納付

振替納税を利用している人は、納期限（令和元年7月31日（水））に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限内前日までに口座の残高をご確認ください。

それ以外の人は、納期限までに金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。納付

に当たっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、eTaxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。なお、第1期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することができます。

はじめての複式簿記（入門編）

個人事業者のみなさんのために、泉佐野税務署と共催で簿記教室を開催します。

簿記の基礎知識から複式簿記での記帳までを習得していただきます。

経営の充実および青色申告特別控除（65万円）適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでみませんか。

日時 9月3日(火)・6日(金)・10日(火)・13日(金)・17日(火)・20日(金) 午後1時30分～4時（全6回）

対象 初めて簿記を学ぶ個人事業者・事業専従者

講師 近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

教材費 2,400円

場所・申込・問合先 7月10日(水)～31日(水)に公益社団法人 泉佐野納税協会（泉佐野税務署隣 ☎462-0634 Fax462-9673）へ

